

税理士法人イースリーパートナーズ E-mail soudan@e3-partners.com URL <http://www.e3-partners.com>

お知らせ～社会保険料の変更について～

平成 27 年 9 月分（10 月納付分）から厚生年金の保険料率が 17.474%から 17.828%に上がります。また、7 月に提出した定時決定にて標準報酬月額の変更があった場合には、その変更後の新しい標準報酬月額を用いて社会保険料を計算するのも同じく、平成 27 年 9 月分（10 月納付分）からです。標準報酬月額については、年金事務所からその金額をお伝えする通知が届きますので、ご確認ください。

判決事例 ～役員退職金～（大黒）

平成 27 年 2 月 26 日に判決が出た裁判例をご紹介します。

役員が分掌変更（代表取締役→非常勤取締役）した際の退職慰労金について、資金繰りを踏まえ取締役会で「退職慰労金 2 億 5 0 0 0 万円を 3 年以内に分割支給する」旨を決議した後、分掌変更が行われた事業年度とその翌事業年度に分割支給し、それぞれの事業年度で損金経理し損金算入していました。

これについて国側が、本件が役員退職給与に該当しないなどとして、法人税の更正処分等を行いましたが、裁判の結果、処分が取り消されました。

【争点】分割支給年度に損金算入できるか否か

『法人税基本通達 9-2-28 退職給与の損金算入時期＝株主総会の決議等によりその額が確定した事業年度、ただし、支払った日の属する事業年度に支払った額について損金経理をした場合にはこれを認める』

東京地裁は、まず分掌変更でもただし書の適用があることを示し、原告の行った会計処理は、①企業が採用することのある会計処理の一つであること、②多数の税理士等が通達ただし書きを根拠に自らのウェブサイト原告の行った会計処理を紹介していること、③通達ただし書きを根拠に行われたものであるから、役員退職給与を分割支給する場合の会計処理として確立した会計慣行の一つであるとしました。さらに、中小企業は法人税法上の計算処理に依拠するケースが多く、通達を根拠に行った原告の会計処理は、公正処理基準に従ったものと認めました。

【ポイント】役員退職金の総額と分割支給の終期をあらかじめ定めておき、退職との因果関係を立証すること。

中小企業投資促進税制（木村）

「生産性向上設備投資促進税制」とは別に、青色申告者である中小企業者等が設備投資を行う際に利用できる「中小企業投資促進税制」という税制措置があります。

一定の事業を行う資本金 1 億円以下の法人等及び個人事業者が対象設備を平成 29 年 3 月 31 日までに取得等した場合に、30%の特別償却又は 7%の税額控除（税額控除については、資本金 3,000 万円以下の法人等及び個人事業者に限る。）の適用が受けられるものとなります。

この適用を受けるためには、機械装置は 1 台 160 万円以上、器具備品、工具で一定の電子計算機は複数台計 120 万円以上、一定のデジタル複合機は 1 台 120 万円以上、一定の試験又は測定機器、測定工具・検査工具は 1 台 30 万円以上かつ複数台計 120 万円以上、一定ソフトウェアは複数基計 70 万円以上、などの金額要件を満たす必要があります。総重量が 3.5 トン以上の普通自動車や船舶も対象資産ですが、金額要件はありません。

また、対象設備が生産性向上に資する一定の設備の場合、資本金 3,000 万円以下の法人等及び個人事業者は、即時償却又は 10%の税額控除、資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は即時償却又は 7%の税額控除が受けられるという上乗せ措置があります。普通自動車や船舶には上乗せ措置はありません。

上乗せ措置を受けるための要件や確認の流れは、「生産性向上設備投資促進税制」の「A 類型：先端設備」や「B 類型：生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」と同様となります。設備投資を検討される際は一度お声掛け下さい。